

74 神薬国保

神薬国保74号 平成18年1月1日発行
神奈川県薬剤師国民健康保険組合
横浜市磯子区西町14番11号
TEL045-761-3245
FAX045-752-6244
http://www.kyokuhoh.or.jp

- 新年のごあいさつ 理事長/尾崎英俊
- 知って安心!! 医療費の自己負担額が一定限度額を超えると「高額療養費」が払い戻されます。
- 保健日より “日本三名瀑「袋田の滝」と冬の味覚あんこう鍋”



新年のごあいさつ

神奈川県薬剤師国民健康保険組合
理事長 尾崎 英俊

明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様には新しい年を健やかに迎えにいられたことと心からお喜び申し上げます。

本組合の事業運営につきましては、日頃から格別のご協力をいただき誠にありがとうございます。お陰様で本年2月には組合創立45周年を迎えます。組合会議員の先生方とささやかではありますが記念式典を開催する事にしております。これも一重に皆様方のご理解とご協力の賜と感謝しております。

昨年4月には介護保険第2号被保険者の保険料を値上げし同年10月には国の方針に従って組合員の給付割合を8割から7割に下げさせて頂き、皆様には多大のご負担をおかけいたし心苦しく思っています。

さて、皆様には既にご存じのとおり政府・与党は昨年12月1日に「医療制度改革大綱」を正式決定しました。今般の医療制度改革を私なりに仄聞しますと、国民皆健康保険を堅持しつつ、少子高齢化の進展に伴い高齢者の負担を重くする一方で、乳幼児の負担軽減措置の対象を拡大し、世代間のバランスに配慮した大綱と思われませんが、今回の医療制度改革では、新たな高齢者医療制度の

創設を始め、数多くの改正があり、直接的には高齢者を中心とした患者の負担増となっております。例えば現役並に所得のある70歳から74歳の方の窓口負担は、本年10月から2割から3割に変わります。また、高額医療費の自己負担限度額も引き上げられるなど負担増になる項目ばかりが目立ちます。

そして、昨年12月18日には診療報酬を3.16%（調剤報酬△0.6%、薬価△1.6%）下げる事が決まりました。具体的には中医協が調剤報酬点数表の改正案を厚労大臣から諮問を受け答申することにより、関連法の改正案を2月の国会に提出される手筈になると思います。

前半の改正案は被保険者の負担増を、後半の改正案は薬局の収入減につながります。

このような状況を鑑みると私どもの組合をとりまく環境は、ますます厳しさを増すとは存じますが、こうした制度改正にすみやかに対応できる体制を整えるとともに同種同業の連帯感の強さを生かしてもっともっと足腰の強い組合運営を目指していきたいと考えておりますので、皆様方のさらなるご協力をお願いします。

最後になりましたが皆様のご健勝をお祈り申し上げ新年のご挨拶といたします。

知って 安心!!

1か月(1日～末日)の医療費の自己負担額が
一定の限度額を超えると

「高額療養費」が払い戻されます!!



詳しくは
「手続きについて」を
お読み下さい!!

70歳未満の方

①自己負担額が、所得区分ごとの計算により、一定の限度額を超えた場合

1人の方が、1か月間に同じ医療機関に支払った自己負担額が、限度額を超えた場合は、超えた額を支給します。

②同一世帯で合算した額が、所得区分ごとの計算により、一定の限度額を超えた場合

同じ世帯で同じ月に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は、それらを合算して限度額を超えた額を支給します。

所得による区分

所得区分	組合に加入している被保険者の方全員の所得を合算
上位所得者	基礎控除後の総所得金額が670万円を超える世帯の方
一般	基礎控除後の総所得金額が670万円以下の世帯の方
住民税非課税所得等	住民税が非課税の世帯の方など

(ご注意) 所得が確認できない世帯の場合は、上位所得者として扱われます。

自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額	年4回目以降の限度額
上位所得者	139,800円+(医療費-466,000円)×1%	77,700円
一般	72,300円+(医療費-241,000円)×1%	40,200円
住民税非課税世帯等	35,400円	24,600円

計算のしかた

- ①月の初日から末日までを1ヶ月とし、月ごとに計算します。
- ②一つの医療機関ごとに計算します。大きな病院は各診療科ごとに計算する場合があります。
- ③同じ医療機関でも入院と外来、医科と歯科は別々に計算します。ただし、入院中に歯科以外の科で診療を受けたときは合算します。
- ④院外処方せんにより保険薬局で薬剤の支給を受けた場合は、処方せんを交付した医療機関での療養の一環とみなし、医療機関分と保険薬局分を合算できます。
- ⑤療養費の支給にかかる一部負担金の額が一定の限度額を超えた場合は、その額を合算できます。
- ⑥入院時の食事代や差額ベット代及び歯科の自由診療などは高額療養費の対象になりません。



70歳以上の方（老人保健医療対象者を除く）

医療機関の窓口で支払った自己負担額が、所得区分ごとの計算により、一定の限度額を超えた場合は超えた額を支給します。

所得による区分

一定以上所得者	70歳以上で課税所得が145万円以上の方がいる世帯に属する方*
一般	一定以上所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の世帯に属する方
低所得者Ⅱ	被保険者の方全員が、市民税・県民税（都民税）非課税の世帯に属する方
低所得者Ⅰ	被保険者の方全員が、市民税・県民税（都民税）非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円になる世帯に属する方

*対象者の収入合計が621万円未満（対象者が1人の場合は484万円未満）の場合は、収入金額を証明できる書類を添えて組合に申請すれば一般になります。

自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額		年4回目以降の限度額
	個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院外来を合算）	
一定以上所得者	40,200円	72,300円+(医療費-361,500円)×1%	40,200円
一般	12,000円	40,200円	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ		15,000円	

手続きについて

- ①該当する方には、組合から高額療養費支給申請書をお送りしますので、必要書類を添付してお手続き下さい。
- ②高額療養費は、医療機関から提出される「レセプト」に基づいて支給するため、「レセプト」の提出が遅れている場合は、組合からの通知が遅くなりますのでご了承下さい。
- ③国保連合会で審査するため、支給するまでには、診療を受けた月から4～5ヶ月位の日数を要しますのでご承知おき下さい。
- ④診療月の翌月1日から2年を経過すると時効になり、支給されませんのでご注意下さい。
- ⑤手続きには対象となる医療費の領収書が必要になりますので、大切に保管して下さい。なお、確定申告などで領収書を提出する場合は、領収書の写しを保管しておいて下さい。

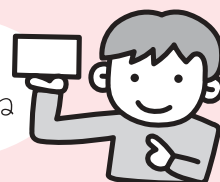
申請書 高額療養費支給申請書

添付書類 ①対象となる医療費の領収書

②所得を証明する書類

(例) 確定申告書の写し、市区町村で発行した課税証明書など

病院の領収書は
大切に保管してね



75歳以上の方（老人保健医療対象者）

前述の「70歳以上の方（老人保健医療対象者を除く）」の自己負担限度額と共通です。

手続きについては、各市町村の担当窓口へお問合せ下さい。

これらは、平成18年1月現在の医療制度に基づくものです。
平成18年10月に自己負担限度額等の改正が行われる予定です。



平成17年度保健事業 第3弾

日本三名瀑「袋田の滝」と 冬の味覚あんこう鍋

今回の旅は、日本三名瀑のひとつ「袋田の滝」の観瀑と冬の味覚あんこう鍋を賞味する常磐路の旅です。四季折々の変化が美しい「袋田の滝」は、1年で一番寒さの厳しいこの時期には、静寂な氷結の滝となり、神秘的な美しさを見せてくれます。

お楽しみの国保特別メニューの昼食は、横山大観画伯が好んで描いた松と日の出と月のモデルとして有名な五浦海岸の「五浦観光ホテル別館大観荘」で冬の味覚「あんこう鍋」をご賞味下さい。

…今回の旅のお楽しみ…

☆**袋田の滝**……日本三名瀑のひとつで高さ120m、幅73mで大岸壁を4段になって流れ落ちることから別名「四度の滝」とも呼ばれ、一説には西行法師がこの地を訪れた際、「この滝は、四季に1度ずつ来て見なければ真の風趣は味わえない」と絶賛したことからとも伝えられています。また、冬には氷結することでも有名です。

☆**あんこう鍋**…関東の河豚（ふぐ）とも呼ばれる「あんこう」は、茨城沿岸から福島県小名浜にかけてとれるものが最も美味しいと言われ、江戸時代將軍家に献上されたことでも有名です。今回は、「五浦観光ホテル別館大観荘」であんこう鍋(1人鍋)の他に供酢と刺身等もご賞味下さい。

☆**舟納豆**……長嶋元巨人軍監督が絶賛したことでも知られている納豆です。お土産にいかがでしょう。

期 日 ●平成18年2月19日(日)

募集人員 ●80名(1月31日応募締切りです。当日消印有効で、応募者多数の場合は、抽選となります。)

参加費 ●大人1人 4,000円、小人 1人2,500円

(参加費には、バス代、昼食代、入浴料が含まれます。)

申込方法 ●同封の参加申込書をFax又は郵便で組合へお送り下さい。

行程

横浜駅西口 8:00出発

五浦海岸 「五浦観光ホテル別館大観荘」(あんこう鍋の昼食と温泉浴)

袋田の滝 (氷結した滝をお楽しみに)

舟納豆 (お買い物)

横浜駅西口 19:30着(予定)



写真はイメージです。

平成17年度第2回保健事業のご報告

昨年10月2日(日)に実施した「品川プリンスアクアスタジアム～旧東海道品川宿の旅」は、好天に恵まれ、参加者は皇居東御苑の散策～アクアスタジアムでのイルカショー～品川プリンスのバイキングと旧東海道品川宿の散策で初秋の休日を満喫しました。参加者の皆さまお疲れさまでした。

(スナップ写真は、組合ホームページでご覧いただけます。 <http://www.kyokokuho.or.jp>)